

青色申告② ～101回目の・・・～

cafe 資産税 101 回目は青色申告第2弾、青色申告の承認申請にスポットをあてていきます。



2 青色申告の申請手続

(1) 申請

新たに青色申告の適用を受けようとする場合には、税務署長に青色申告承認申請書を提出する必要があります。自動的に青色申告になるわけではありません。この承認申請書は税務署に備え付けてありますし、国税庁のHPからダウンロードすることも可能です。

一般的には開業届と同時に青色申告の申請書を提出するので、税務署への書類の提出が初めてという方も多いかも知れません。ごくまれにですが、正しく青色承認申請をしたのに何かの手違いで白色申告書が送られてくることがあります。『出した』『いや出ていない』となったときのために書類は正・副の計2通作成提出して、1通は自分の控として保管しておくことと証拠となります（全ての書類に共通することですが）。

なお会計事務所では、提出用・お客様控え用・会計事務所控え用と3通作成するのが一般的です。

(2) 申請書の提出期限

青色承認申請には提出期限があり、提出期限に遅れるとその年から適用を受けることができませんので注意が必要です。提出期限を表にすると次のようになります。

区分	提出期限
原則	青色申告の承認を受けようとする年の3月15日
新規開業した場合 (1月16日以後に新規に業務を開始した場合)	業務を開始した日から2か月以内
被相続人が白色申告者の場合 (1月16日以後に業務を承継した場合)	業務を承継した日から2か月以内
被相続人が青色申告者の場合 (死亡の日が1月1日から8月31日)	死亡の日から4か月以内
被相続人が青色申告者の場合 (死亡の日が9月1日から10月31日)	その年12月31日
被相続人が青色申告者の場合 (死亡の日が11月1日から12月31日)	翌年2月15日

(3) SAY YES

提出するのは青色申告承認申請書です。承認『申請』書ですので、税務署長が『いいよ』といわなければ青色申告の適用はありません。ただ実務では税務署長が個別に『いいよ』と回答してくれることはなく、申請書を提出した年の12月31日（11月1日以降の開業の場合は翌年2月15日）までに税務署から何もいわれなければ『いいよ』といったとみなすという規定により、青色申告の適用が開始となります。

(4) 50年後の申告を今と変わらず青している

一度承認されれば、基本的にはずっと青色申告ができます。しかし忘れてはいけないのは、申請の前提として、正しく帳簿を作成する・書類を保存することを約束しているということです。そのため、その約束が守られていない場合は、税務署長は青色申告の承認を取り消すことができます。約束が守られなかった時点から取り消されるので、その場合には遡って白色申告としてやり直す必要が出てきます。

『ぼくは死にましゅーん！ 相続税を納めたくないからあぁ・・・。ぼくは死にましゅん！！』

